

大阪柔整だより

「持続化給付金」「大阪府休業要請外 支援金」について

4月7日の緊急事態宣言後、当初予定されていたゴールデンウィークを過ぎても延長措置がなされ、ようやく5月21日に解除となりましたが、例外なく施術所の運営にも多大な影響が出ていることと思います。この難局を乗り切るため、実施されている助成金や融資の概要について、会員専用ホームページのお知らせ一覧に掲載しております。

5月1日からは「持続化給付金」（厳しい状況下にある中小企業に200万円、個人事業主に100万円/昨年1年間の売上減少分上限）の申請が始まり、8日から給付が順次開始されています。政府の発表によると、概ね2週間で給付がなされるということになっておりますので、該当される先生方はぜひご申請ください。

また、大阪府では休業要請外の施設に対しても、該当すれば支援金が支払われることになりました。各概要の詳細、お問い合わせ、申請については掲載先までお願いいたします。

【持続化給付金について】

- ・中小企業庁ホームページ
<https://www.chusho.meti.go.jp/>
- ・持続化給付金 事務事業ホームページ
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

また、持続化給付金の申請方法などはYouTubeから動画でご確認頂けます。

- ・持続化給付金に関するお知らせ
<https://youtu.be/r2h035U4lcI>
- ・持続化給付金に関するお知らせ —申請方法編—
<https://youtu.be/AlIkUy3FAnU>

【大阪府休業要請外 支援金について】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/kyuugyouseigai/index.html>

その他にも独自で助成を行う市町村もありますので、各市町村の担当課までお問い合わせください。

また、日本柔道整復師会（以下日整）からも日整会員に向けてのメール配信が始まりました。日整会員の方は、ご登録ください。（ご登録は日整HPから）

https://www.shadan-nissei.or.jp/admin/members/detail_20200421120219.html

※パスワード等は日整にお問い合わせ下さい。